

J R 四国等の経営安定化を求める意見書

昭和62年4月に国鉄が分割・民営化され、J R 7社が発足したが、J R 四国、J R 北海道及びJ R 九州のJ R 三島会社とJ R 貨物については、発足当初から営業赤字を避けることが困難として、経営安定基金の設置や固定資産税等の減免措置など、経営基盤を安定させるための措置が講じられてきた。

J R 四国は、安全の確保を最優先に、可能な限りの経営努力を積み重ねているが、人口減少、少子高齢化、高速道路の延伸等による輸送需要の減少などにより、極めて厳しい経営環境にある。

経営基盤を支える経営安定基金については、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」により経営支援措置が講じられ、更に今年度からは、安全対策に対する追加的支援措置が講じられているところであるが、低金利の長期化による運用益の低迷などにより、依然として厳しい経営環境が続くものと予想される。

このような中、J R 四国・J R 北海道・貨物会社に係る固定資産税等を軽減する特例措置が平成28年度末で期限切れを迎えようとしているが、こうした税制上の特例措置は、J R 四国が地域に根ざした基幹的輸送機関としての使命を果たし、現在の路線を維持するとともに、将来にわたって安定的な経営を維持していくために欠くことのできないものである。

また、鉄道事業者の安定的な経営はもとより、鉄道ネットワークの維持・発展を図るためには、多頻度化・大規模化する台風や地震などの自然災害による甚大な被害に対して、予防保全的な防災対策の強化や復旧などが適切に行われる必要があると考える。

よって、国においては、平成29年度税制改正及び予算において、次の事項を実施するよう強く要請する。

- 1 J R 北海道・J R 四国・J R 貨物に対する固定資産税、都市計画税等を減免する特例措置（いわゆる「承継特例」「三島特例」等）の継続を図ること
- 2 J R 北海道をはじめ、旅客鉄道事業各社が低炭素型車両の着実な導入を促進するための固定資産税に係る特例措置（いわゆる「新車特例」）を継続すること
- 3 自然災害の多頻度化・大規模化を踏まえ、これによって発生する鉄道施設・設備の被害からの復旧に向けた支援スキームの拡充を図ること
- 4 老朽化が進む鉄道在来線構造物の大規模改修に向けた支援スキームの拡充を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月24日

徳島県議会議員 嘉 見 博 之